	――――――ビタミンをもととした栄養補助食品		
	――――――各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		
261	――――――乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	KG	
262	――――――その他のもの	KG	
269	――――――その他のもの	KG	
	――――――その他のもの		
	――――――しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの		
	――――――各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		
271	――――――乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	KG	
272	――――――その他のもの	KG	
273	――――――各成分のうち第1212.21号の物品の重量が最大のもの	KG	
279	――――――その他のもの	KG	
	――――――その他のもの		
281	――――――小売用の容器入りにしたもので、容器ともの１個の重量が500グラム以下のもの	KG	
282	――――――しよ糖の含有量が全重量の85%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの１個の重量が500グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの１個の重量が500グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が１キログラムにつき257円を超えるものを除く。）	KG	
	――――――その他のもの		
	――――――乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの		
283	――――――小売用の容器入りにしたもの（容器ともの１個の重量が500グラム以下のものに限る。）	KG	
284	――――――その他のもの	KG	
	――――――その他のもの		
510	――――――砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの	KG	
590	――――――その他のもの	KG	
	――――その他のもの		
291	――――――調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の15%を超え30%未満のものに限る。）	KG	
	――――――アルコールを含有しない飲料のもと		
292	――――――おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	KG	
293	――――――その他のもの	KG	
	――――――その他のもの		
294	――――――第04.10項の物品のもの	KG	
	――――――その他のもの		
	――――――ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの		
295	――――――ビタミンをもととした栄養補助食品	KG	
296	――――――植物性たんぱくを加水分解したもの	KG	
	――――――その他のもの		
301	――――――たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）	KG	
	――――――その他のもの		
	――――――ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）その他の第1212.21号の物品のもの		
297	――――――ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）	KG	
401	――――――長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、１枚の面積が430平方センチメートル以下のもの（調味したものを除く。）	TH KG	
298	――――――その他のもの	KG	
299	――――――その他のもの	KG	

輸入統計品目表第11四類に号注として次のように加える。

号注

1　第2403.11号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう（芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するかしないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない。）。ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこを含有しない物品を含まない。

輸入統計品目表第11四・〇11項中

「

2403.10		―喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）	
	100	――パイプたばこ	KG
	200	――その他のもの	KG

」を

「

		―喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）	
2403.11	000	――この類の号注１の水パイプたばこ	KG
2403.19		――その他のもの	
	100	―――パイプたばこ	KG
	200	―――その他のもの	KG

」に

改める。